

鳥取県告示第 88 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
医療法人清生会 理事長 谷口宗弘	倉吉市上井町一丁目 13	医療法人清生会谷口病院	倉吉市上井町一丁目 13	平成 20 年 2 月 1 日